

官
立
會
略
則

完

洋学文庫

文庫8

C 218



辛未九月

官 版

立會畧則

大藏省

立會畧則目次

通商會社

主意

制限 3

方法 4 立

社中諸掛人員 7 行

為替會社 2

通例為替 2

廻狀為替 2 立

貸附金仕法 2

立會畧則

目次

大藏省

預リ金仕法 1/2

通用切手仕法 1/3

附録 3

引請貸借仕法 1

公債仕法 2

此書ハ余曾テ泰西ニ官遊ノ時目撃耳聞ニ任セテ
漫録セシヲ抄出シタルモノナリ余東歸ノ後漸ク
世間通商ノ利ヲ唱フルモノ多ク其間立會結社ニ
心アル者アリト雖モ咸ナ管見臆測ニテ其要領ヲ
得ス故ニ其萬一ニ裨補アラシカト謗劣ヲ顧ミス

蕪陋ヲ厭ハス刻シテ之ヲ世ニ公問セントシテ未
タ果サ、リシカ偶々客冬官府ヨリ福地萬世ニ命
シテ會社辨ヲ譯セシメ刊行シテ以テ世ニ公セン
トスルニ當リ或ハ遺漏アリテ看者尚隔靴搔癢ノ
患アラシトテ恐レ校訂ノ間旁ラ實際親見ノ旧草
ヲ抄録シ更ニ今日實用ニ就テ聊カ参酌折衷ヲ加
ヘ名テ立會畧則トシテ以テ會社辨ヲ讀ム者ノ資
用ニ供セントス亦思隴ノ故意ノミ
商法ハ法科ノ一部ニ在テ其制限究メテ嚴肅ニシ
テ方法規則ニ於ルモ最モ周密タリコレヲ書籍ニ

編セハ卷帙頗ル浩翰タルヘキモノトス故ニ今此
區々小冊子固ヨリ之ヲ詳悉スヘキニ非ス今姑ク
其大旨要領ヲ略記シ以テ将来其書ノ大成ヲ待ツ
ノミ
此書敢テ之ヲ史籍ニ考覈セシニ非ス又之ヲ名師
ニ質問セシニ非ス唯隨聞隨録ノ漫筆タレハ或ハ
謬誤アルモ知ルヘカラス且其脱畧モ亦少ナカラス
トセス看者幸ニコレヲ答ルナカレ
此書會社辦ト其體裁ヲ同フセス且或ハ重複アル
ヲ免レス蓋シ會社辦ハ翻譯ニ成リ此書ハ紀聞ニ

係ル所以ナリ看ルモノソレコレヲ諒セヨ

明治四年辛未六月

青淵澁澤榮一誌

立會略則

通商會社

主意

青洲澁澤榮一述

晴侯氏回燕書



商とハ物と商量一事と高議するの義ふして人々相
 交り相往来するより生ずるそのなり故に物と事と
 ふはつて各思慮勘考するの私權私權とを人々その
 身は附きたる通義
 云ふ事他人の犯
 妨げ得るその
 云ふ事とく敢て法
 度と拘はるりは
 云ふ事とく敢て法
 度と拘はるりはとありてに
 てさきと論究し其善惡可否と考へ相融通して俱
 利益と求むるは商の本義といふ也一これハ貿易

賣買をさすを指して商業と為し其職とさるるものと指して商人と云ふはまらざる天賦の美名として唯一人一個生計を営むる為めの名はゆるげ能く此主意を心得大に商賣の道と弘むを小めて一村一郡大にして世界萬國の有無と通し生産もまた繁昌し遂に國家の富盛を助るるに至らん是商の主本要義といふ凡そ商業と為すその心と此に留めざるをゆるげ

次

かのく思慮勘考をさすの私権より物と事とを商量して相交り相通をさすの道と生を故に通商の道は政府の威權とをさす推し付け又は法制を以て縛るをゆるげ次をさすを苟めんと役人をさすその商業よりあつたはきを必ず推し付け又は縛る等の弊を生ずるものなり是政府商業とをさす一うさる所以なり物相交り相通をさすより商法の道と生をこれに能く此道とわびひろめて全國の富を謀るべき事を夫も故商業と為さず偏頗の取計ひなく自身一個の私論と固執を以て心と合せ力と一う相互に融通をさす若し一個の私論と固執し或は偏頗の取計ひなく相融通をさすの道をさすは品物流通せしめて更に利

立會各例

主意

大蔵省

得と得るごとく能はば故は商業とをさふ一切は會同
 一和と貴ふ是商社の設けざる可くざる所以あり
 商社ハ會同一和とる者の俱は利益と謀る生計と營
 むとのちきとを又能く物貨の流通に助く故は社と
 結ふ人全國の公益は心と用ぬん事と要とを
 凡そ商業の用たるや有無と通し物産と繁殖とを
 以て専務と為す故は内國外國と論を以て通商の道不
 志をそのハ勉めて物産の繁殖をたすけ國民の職本と
 盛んにする事に心と用也存之を
 今や幸ふ知く海外各國と交易通商と為その時と際

を既に海外各國と交易通商をさハ彼の情實と識ら
 るへくは然きとも之と識んとするは親しく
 其地と蹈む其習俗と視るは非ざるは十分不識り難
 と事あり故は漸々小會社と盛んし人々遠大の志と
 抱き航海周遊廣く海外各國の商業と見覺え以て日
 本全國の公益を謀るは商の主本要義はかたふと
 云ふは商法此に至るは其効用實は廣大ありはや

制限

商の本義ハ相交り相往來するの間は生をされハ其
 間と於て相互に定約規則と設け常に此の定約規則

と照しと犯し違ふことあるはつゝ次
 既ニ商社と結へる或ハ他人より之を妨げ拒むもの
 何んそきハ豫めおきて防くの手段なうる處つゝ
 以故ニ定約規則と立ち當りて詳う其主意と書
 取り政府の免許を受つてそのとに
 社ハ私の社として政府の社とありて故ニ政府の免
 許と受るハ唯其主意と定約規則との政府の控ニ觸
 合ふや觸合ハさるやと伺ふのさうて會社と政府と
 ハ全く公私判然たるハ商業ニ於てハ決して政府の
 威權と假るつゝそのよ何れ

商社と相交り相通するの道より生ずるハ社の大小
 人の多少と論を均しく同等の私権と有るを
 凡そ品物或賣買するハノ買ノ賣又ハ博奕ノ類を
 空相場等の事あるはつゝ次全く普通自由の所為
 たるつゝそのとに
 商社と結ふる元來心と協ハせカレ一とあるの私権
 より生ずる故ニ其定約規則等國法ニ觸れ合ふ事なけ
 る何れ何人ト論を政府之と准するを得ざる
 筈なり

但し其身官より又ハ殊ニ法令ニ關係するもの

職務ある者の如きは商社と結ふへううさるその
とせ

商社と結ふハ政府より之と命するそのよりを既
に商社を開き上政府より其業を指圖せしむりの
にもあつた故に會社の政府の控は觸合ハされ何
業何職と論を之と営むの私權と有を然きと其
業其事と取扱ふに於て若し政府の控は背くも又も
定約規則は違ふもや何は政府又之と懲罰にせし
きものなり

凡そ商社と結ふんとする時ハ何社何業と論を其

組合の人負資本の金高社中の業名及び定約規則等
と明細に書取り免許と其地方官に乞ふ

地方官其乞は就て能く其人と事とを審察し之を的
當なりとせし添翰と以て政府に伺ひ其許可を乞ふ
て免許と其商社に與ふそのとせ

但し政府より商業の事し付新ふ命令する箇條あ
りて之を商社ある地方官より地方官より商社
へ指圖ありを商社謹て其意を遵奉せしむる論と
待とん

社中はその若し他國より組入る其身の支配頭同一

うらさるそのゆりとも其商社ハ其地方官の支配と
ま

但一社中の者ハ其商業ニ就くる事務ニ於てハ高
社ある地方官より指圖せしむるも其身分の支
配ハ全く其本籍の地方官ニ属せ

商社の職業よりてハ直ニ政府の分廳民部工部大蔵
省の類の支配ニ属し其地方官の手と経るものも
何れも一然まとも商社の者の身分訴訟等ハ其地
方官の支配する所とん

商業の如き商社より世人ニ公告する事何れハ通常

の通り同等の文書と用ゆ

商社の者他人と諍論公事ある時ハ勿論社中の事務
ニ付て社中同志の諍論公事とすとも之を捌くを
都て地方官の任より

職業品物よりてハ別段なる政府の免許を受け
取扱ふもの何れもたよくて為替會社にて元金を備へて通用切手と出その免許を受け又
る新規の器械發明の類の故ニ其免許を得る高
社ハ若し他ニ贋製脱賣等の者ありん時之を官ニ訴
るの権ありとも自ら之を制止するの権あり

但一註ニ云つる專賣免許ハ他人の未と工夫せ

さる事と發明一十年又ハ十五年專賣の権を許さ
きたるもの一尋常一様の職業とハ異なるもの
なり

外國との通商に至るハ商業中最も緊要の事ゆ
き常ニ御條約面を守り公正の賣買と為すべきハ固
うり論とまじけなくカと合せ心と一苟めと
私慾と迷ひ不法と働らと外國人の屈辱と受る時ハ
誠ふ一人一社の耻のみとありさる一
立會の人数會社の大小ハ固より人々の都合と後ふ
べきとのみと強ちとの限りを定めり一と雖も先

凡そ人数五六人より六十人位財本一両より三両位と以て
小社と一六十人以上二百人三両以上一両位と以て中社と一
百人以上六百人一両以上三両位と以て大社と云へ

但一小社ハ人数財本此數は全備せざるも社を結
ふと得へ一唯大社ハ其財本此數より減さへ
さるそのとと

方法

商社ハ數種の別ありと之を要する小家名職業
の二社たる一
家名の社とハ社中一先ツ一の名称と設くることあり

譬へて何組又ハ何社と豫め商社の名を命一何品
何高賣に限らば便宜より従ひ其業を営むと云ふ
職業の社とハ何職何業と先其目的を立て社を
結ひ力と併きて其事と為すものごとく左とハ蒸氣
船の會社馬車の會社又ハ器械を開き興作を企る等
まづ一個の專業とて社を立てば云ふ
但し今日同業類職の者申合をて一の仲間を立て
相互に約束と取極め其職業を営まんとせば繼令
各自己の事のよしと為し一概に財本を合せて利益
と謀らざるも亦職業の社たるを得へ

又一種財本の社と云ふものあり此社ハ相共に出金
して他の家名職業の社に加りて其の事と營ま
しつゝ別段に約束と設けて利益と謀るもの成云ふ
まづとも財本の社より家名職業の社に出金加
入するものハ其社中の人より得と
商社と立るとハ何業と論き其財本の金高に應
株金の割合と定め一級分限ふよりて幾株をりとも
出金し商業の財本とををり
但し財本の社より加入出金をする者ありハ約束と
定めく同く社中の財本を供は

會社と立ちあふる先ツ社中の差配人以下の人数と撰
ひ定むへー其撰ひ方ハ社中の評議に依るなり

但し大會社にてハ差配人の外は取扱人即ち評議
役數負と定む又小會社にて差配人の任に當る者
ありし時ハ暫く書記方以下の者より兼帶するも社
中の勝手なり

差配人取扱人等の撰擧ハ其會の大小に應じ相當の
身元ありて多數の金と出しく多く株數と所持するも
のに限るべきなり

但し書記方以下の者ハ此例にあらず

差配人以下の勤年限ハ社中の都合に從て相定む其
給料も社中の會議よりして之と定め利益金の内よ
る之と給與するものと決

差配人其外とも社中の商業取扱の制限ハ社中の便
宜と謀り最初より之と商議を極へ尋常小事又
幾許の金高ある物品と賣買するハ差配人の專執を
得其他の大事事件ハ社中の會議と經若し或ハ臨時十
分の勝算ある事と目的ある商業の遲緩をへりし
るありし大事なるも差配人の獨裁と得べきや否等
と豫め約定し他日の繁雜間違の患をなくと謀るなり

如
社中の規則に其定まり一月より三ヶ月と過ぎたる
とひ之と改むると欲するものありとも得へらば
會社開業の初に當り帳面と製し社中の規則及ひか
のく出金せし時本金高と記入し支配人以下調印し
て其支配の地方官に差出せり
但し追て加入するものあり又ハ社中の約束に
背して會社を除く者ある等都て其時々地方官へ届
出つへし地方官よりハ其趣と役所へ備ふる所の
帳面を記入せ

社中出金の取締りハ差配人之と掌り社中の都合と
謀り時々事と評議せりハ取扱人ありと掌り金銀
の出納ハ差配人の命に後ハ勘定方之と掌り
會社の事柄ふりてハ政府より之と保証せり事ハ
其保証とハ譬へハ為替會社鐵道會社郵船會社等の
如きもの或ハ為替方差支へ其會社潰れんとする時
或ハ海賊破船等の時或ハ鐵道の成功と妨ぐるもの
あり時其立社の主意と全くせしむるため政府よ
り官吏と出して之と保護し又ハ金と出して之と助
ふる等あり此等の會社ハ最初取立の時ハ政府より

其事を引受け置くをるるを保証とし
叔此類の會社ハ其事柄并ニ得失の摠勘定と明細
記し差配人并ニ書記方の名印を加へ時日決定
めたるを其支配する役所ニ差出を事とし
差配人又ハ取扱人社中へ對し不信の事或ハ國法
關する過失ある時ハ其償金と適當の罰とを受け
し
商社の貯金ハ聊うりと差配人又ハ取扱人一己の
為ニ融通するを許さる若し之ニ背く時ハ社中の名
と除き一倍の罰金と償はしむ

商社ニ關涉する事件ハ大小とも自己の姓名と商社
の称号とを用也書簡の往復も同様なり但し何商社
何某と書せ
商社ニ加はりたる者ハ一己の利益のた免社中に告
せしめて社中の名と假り内外の商業と為し事と許さ
ば若し背く者ハ償金として其本金と取上げ社中
除き若し社中の名を其事と知りぬる黙し之と
告げざるものもまた其社中の責と受く
但し面々自宅におりて別ニ商業を営むハ其身の
勝手なり

各
方
大
蔵
省

社中の人自身の望ふよりて其組合と断つゝんと欲する時當然の理ありて一經商議の上之と許せし高社に收納する利潤に税金の多寡に應じて之を分配せしむ又天災地異非常の變事より損失ある時も同様なるべし

利益金と分配するは最初の約定より後ハ金高と残らば分配せしむるも又ハ金高の一分二分を引除け商會の備金に積置くも社中の隨意なり

社中損益の割合ハ決して偏頗の取計あるべからず全く出金の元數に依りて分配せしむるべきものなり

見込の商業ある時財本金不足する時ハ他人より之を借り入るゝ融通をなす若しまた遊金あるハ他人へ貸して利益を收むるときも都て最初の約束より後ハて差配入之と所置するべし

商社外より商業の事より付き依頼に来る者ある時を通常の規則と照し誠實之と所置し其時の相場に違はざる様賣買せしむるものなり

商社の諸帳面ハ之と社中より出た勘定改方立合の上を悉く勝手に一覽せしむるは是商業の利得を示し社中の疑念を散ぜしむるを為さず若し社中又ハ他

人と紛争の事ありて政府の公裁を乞ふ時ハ官吏の
検査を請くべし

商社に關する事件ハ悉く書付を以て證となすべし
些細の事たりとも決して空言定約となすべし
差配人其他の者若し他方へ金銀相渡し其受取の証
據となすべし又他の信を表すもの
證據なき時ハ取扱ふ者之を償ふ

社中のその家初の約束は昔く所業あり又ハ社中
の名聞に關する不法の所為ありて速く同社へ告知
し之を糾し或ハ其科ふりてハ社中を除くべし

若し功勞ありて同議の上之を賞す

社中の商業賣買とも其相手と慣合ひ一個の私慾
を營むと嚴禁とすべし若し不正の處置露顯する時
ハ衆議の上社中を除き必し重大なる償金と出さる
む

商社の金銀出納の記録帳面ハ都て書記方之を掌と
す
商社に關する書翰往復其他約條書類等悉く写しを取
り置くべし至輕の書類たりとも紛失せしむる事
あり

商社の書記方并勘定方賄方等の身分ハ悉く會同の上決議よりて差配人之進退を一一差配人一
個の考めて進退をへう次

金銀の請取り其他商業に拘る事件ハ悉く會社の印紙を用右印紙ハ勘定方之と守る

會社に拘る諸雜費ハ利益金の内より之と引去る

但一商業に關する飛脚其他書面往復の入費も同様とを私の往復ハ此例にあはし

商社に關する商業些細の事たりとも若一會社の記

録成算帳面等洩る者ある時ハ社中より直之と差配人一個私慾の商法と認め其償金ハ差配人より出せ一一但一別々其事を取扱ふ者ありて其証據明らざるを其者より償金取出せ一一

差配人より商社の事付社中小布告あり又ハ會議ある時若一意に適せざる者ありハ速に反覆討論しつゝも會得ざる迄幾度もかゝる一事公正に歸するを務む一一若一其時ハ異議を立ててよりて他日事を取計ひ一後に至り兎や角と差配人を非議をへう次

社中の者商社の事は付旅行も、又も他出して他人と談判する等の時及び他の荷主商業を其社に滞留せる費用等、都て商社の入費たるべし。商社の事は付會同の事ありとも其席して飲酒を許さへくは

商會得失の總勘定は半年毎に計算し明細帳に記し社中一同に示し其上下損益も出金の多少は應に割賦せしむ

但し期限ある商賣に付ての損益割合は其期限の満り計算賦當する事もあり

7.1

商社諸掛人員

差配人 一人 商業に關する事務を總管す
取扱人 社中の都合を謀り諸の評議の事を掌る

但し會社の大小によりて人員多少あり
書記方 定員あり 商業に關する諸事を分課して精密に記録する事を掌る

勘定方監察 一人 社中諸會計の當否諸入費の

辨給等を詳し偏頗依怙其

10-3

外諸掛りの勤怠と監察し出納の帳面と明ふし冗費と減らす等まへて一社の法則を守らる事と掌る

但し勘定方監察ハ一社と代りて諸掛りの勤向と監察し差配人より申達するを得まとも其事を取行ふよ於てハ決して其権と有まへり

- 勘定方 二人 一切金銀出納の事と掌る
- 藏番 一人 賣買諸品物の出入と掌る
- 賄方 一人 食料炭薪日用の品等と掌る

但し諸掛の人員ハ商社の大小商業の間劇に應じて増減あり

為替會社

為替會社ハ貨幣の融通と便ふ一諸の商業ハ勿論殊
 小旅行の人多數の金銀と自身に持運ふの患なく一
 枚の手形と以て坐ら千萬兩と數百里の外に交替を
 するを得るものを得る其用實に廣大切要なり故に其
 規則并に取扱向きに至るまで最も嚴重にして且つ
 綿密を要す

為替會社ハ商社と其趣と同ふせきハ會社結ぶの
 法固より次第あり

但し此二條會社辨は詳を互に照し見よ

12

會社大中小の制限ハ高社の定則ニ後ふヘ一唯集合
 金の高ハ限るとも人數ハ何人と限るヘ一
 會社と結ハ免許を受るの手續及ハ其會社の取締社
 中のその身分の支配且給争訴訟等ニ於テ一切高社制
 限中の條々ト守るヘ一尤も為替の業ト指圖するハ
 會計事務局大藏省の類の所務するヘ一
 通用手形と出さる免許を受けヘ一會社ハ凡そ年限と
 取極め政府の免許を受け何ヶ年間の會社と定むヘ
 一
 但一此年限満期ニ至キハ官小乞ハ年延への許可

と願ふるやあり

為替會社ハ殊ニ政府の保護と仰くその存れハ會社
 結ふニ當リ政府の指圖と奉一て其方法と設くヘ一
 既ニ會社開くの後ハ帳面の認め方正金并ニ手形の
 出入等ニ於テ豫め時日と定めて常ニ政府の検査と受
 くヘ一
 為替會社ハ唯一會のニ盛大なるニ欲せ凡各地ニ分
 在ヘ一ニ為替金銀の自由なるニ要とを譬ヘハ東京ニ
 本會あり諸方繁華の地ニ出張會ありて互ニ相流融
 交替するニ得るニ如一

為替會社と結ぶ者ハ會社より出銀せる本高の外ハ其
 高相應の引宛物と所持するものに限るべし譬へそ
 一萬兩の本高と加入するものハ其高に準する地所
 又ハ建物等自身所持のものを引宛とするの類なり
 但し此引宛物ハ決して二重の書入等と為さるべ
 らぬ
 社中よ加ふる者株金の負數割合ハ商社の規則と同
 様たるべし
 社中集合金の總高出張所の負數地名為替の種類且
 其會社より取扱ふ所の旨趣等と記し遍く之を世上

ふ刊行し變更ある時ハ又之を告知するべし
 毎歲正月會社本高の増減利息の總高預り金の高等
 と記し會計事務局に差出し其屬しと世上に刊行を
 べし
 但し通用手形と出せし會社ハ其高を記入するべし
 為替の數様の別あり其品類左の如し

通例為替

通例為替とハ譬へそ東京の人他方の人よ送り金と
 為す時東京の會社へ其金高と振り込め其會社より
 手形と請取り之を其金と送る可き地へ廻して其高

請取らむの類なり

但し右ハ送金ニ用ゆる為替にて若し前ニ比喻セ
し東京の人他方の人ニ請取らむと金子と渡す
と金子と両様の引合あるとハ其請取らむ人
への請取手形と以て右と渡す人ニ送りて
受取らむ其差引とを以て是を真の為替法
なりと會社ニ關係少き故と略す

右の手形小到着後何日限と日限と記入し或ハ參着
次第と記入するハ會社と當人との相談ニ依るべし
但し右日限と記入せしものハ日切約定為替と唱

ふ

日切約定為替の手形ハ請取らむ當人直し其手形と
其地の會社ニ示し何日一覽と會社ニ認め入らせ
日限と至るべく本金と請取らむ

萬一為替手形と取失ひし者其番号并ニ金高等會社
へ届出るあり其會社より速に諸方の會社ニ告げ
知らせ六ヶ月中小顯るる時ハ本金と拂戻せり
又ハ新ニ手形と書替ゆべし

但し其入用ハ手形と失ひしものより受取りて

手形を焼失せし旨届出る者あるハ會社より速に
 其趣を諸方の會社に通し置き三月を過ぎ當人よ
 り證書差出させ新に手形を書替へ但し書をして先
 番の手形ハ焼失せし旨を記入して相渡せし
 為替金高ハ金二十五兩を以て少高の限をせし
 多數の為替を取組し時ハ其宛る所の出張會社へ急
 郵便を以て報知し受取人到着の節日限通本金渡し
 方取計ひ決し遅緩をせし
 多數の為替ハ其手形を三枚として渡せし
 是を六万一其一枚の手形紛失せし時の為をせし

て其三枚へ第一第二第三と番号を記し其内一枚を
 以て為替請取し上ハ他の二枚ハ不用に属する旨を
 認め置く
 又逆為替といふあり是ハ譬ハ東京の人大阪の
 人より受取るべき金子ありて大阪の人より其渡せ
 べきことを申越せしを會社へ頼み手形を入きて
 其高を請取り會社より其手形を大阪の出店に送り
 出店より前の渡せし人を通達し手形を渡して
 原高を受取戻すの法なりされしと此法ハ會社能く
 其為替を取組む兩人の身元を兼知せされハ出来り

たき事よきと普通の方法とひひ

廻状為替

廻状為替とい譬へて東京よ會社ありて西京大坂其他
諸方よ出張會社よ置き何きの會社よ最も最初為替
よ振込一所より廻状手形よ以て何きの出張會社よ
ても其総高又ハ内金何程宛なりとと請取よ得よ
類よと為替中最も輕便の法あり

内金ふて渡せ一會社よその其數よ手形の裏よ記一
其手形ハ總高よ渡一濟せ一會社よ於て留置く一
但一場所よと總高よ受取よと請取方の都合

2元 2

ふより幾度も内金渡一と望まき同様時々其渡せ
一高よ手形の裏よ記一置皆渡の節其手形よ其會
社よ請取よと

諸手形諸證書類之認方ハ各會社の勘考ふよりて都
合よ其文字よ定む一ととと可成丈々事柄
明瞭よとて聊も文意疑ハ一き事なき様よ心よ用お
て其文格よ取極むるちと肝要より

但一手形證書の類ハ必以番号よ附記よと
總て為替手形預り金證書其外一切金子受取渡よ用
ゆる紙ハ會社よと兼て其種類よ區別一印紙よと可

成丈々精良に製し置家号地名年月其外時々交易る
ことハ印刻し一様を取揃ふこととす

但し日用の書翰紙状袋等々も常ニ別段ニ仕立
置此會社の用紙ハ此紙をとりと諸人辨知する様ニ
すべし

手形其外請取證書の類都て金高を記入する所ハ手
形印紙をとりハ **金百兩** 圖の如く梓と作り置る梓内
へ太ト字にて明く示認め入る若し字數少くハ一と
入る聊も空白をとり様をすべし又尋常の紙に認むる
みる金何兩也と太と字にて透之間をとり様を認むべし

金子渡り濟の手形又ハ不用ニ属する證書の類ハ都
て調印する所と切抜て其會社に留むべし

為替手形と振出をふハ元帳に其金高人名居所及び
為替の旨趣と詳細に記入して割印と押切取扱ふ人
々元帳手形とも金高の所へ別ニ其者の見留小印
を押すべし

會社よりハ為替金銀渡り帳に製し置る為替金と渡
る時ハ其請取る人より何處何番の為替金何程儘に
請取ると云ふ事と帳面へ記入せしむべし

為替打銀ハ其次第ニ從テ豫メ其價ト定め置ク一
譬ヘハ通例送金為替ハ金百兩ニ付何處迄何程又日
限約定為替ハ何程廻状為替ハ何程ト出張會社ある
地名及ハ各種の貸銀定ト記載シテ會社中ニ掲け置
ク一

貸附金仕法

會社ニ於テ他人ヘ金子貸附けるニ付引當物ト預メ時
價の六七分の見積ト以テ貸渡ス一其期限ハ概ね
三ヶ月ト限リ利息の定返濟の手續等ト記シテ證
書ト借主ト取置ク一

2
2

但一利息の定ハ其時の都合ニ依リ借主との相談
ニ依テ取究む一

此證書ハ必ズ本人の外ハ證人トスル一其期月ニ
至リ返濟の滞ル事ハ本人證人ト督責シテ引當
品物ト賣拂ハシテ皆濟セ一むル又ハその品物儘
ナク更ニ期月ト延シテ證書ト書替也一

右品物の内會社の倉庫へ持來リテ引當ニ供スル分
ハ通例の藏敷トスル一他の倉庫ニありテ引當ニ
供スル時ハ其預リ人より其品の預リ證書ト出シ一む

期月中若し引當品の價格外は下落する事ありて
不足と調へて是より金と補はるむ

為替會社にて品物と引當し金銀と貸渡すは其引
當品の限と立つる通例の質屋の如く何品ありて
預りて金銀と貸出する仕法あり

預り金仕法

為替會社にてハ利息の額と定め手形と通帳とを出
して他人の金銀と預るはと為す此預り金ハ
預る人の都合に従ひて定數と限るべくは尤も
金高甚と小なるハ會社にて之を斷る事と得

金銀と會社へ預けんとするハ其會社と信する
の事をれハ會社の大小と拘りて人の望に應じて
預る

金子と預る時預り手形并に通帳と預け人へ渡す
此通帳ハ紙數と定め精密なる會社の印信と押
し其帳面の初に金の高利息の定額其外右預る金
と請取る手續請取紙認め方等と記入し且受取紙
用紙と紙と綴込に置くし預け主若し内金にて
受取りたる時ハ其請取紙へ金高と記入し調印の上
誰れも之と會社へ持参して其金と請取る事と得

右預け金皆高と請取の節ハ手形并通帳とも會社
へ返却す

此通帳ハ手形と同く肝要なるものを其製を
精密に金高書入のところに調印の所其外番号年月
日等の認め方都て一枚紙面へ二々通りを置く
受取人あきく割印一通ハ通帳中へ存し置き
通と會社へ持参す

會社より預り金を受取る時大なる帳面へ一枚又ハ
二枚宛部分と立て預り金高預け人名前年月等詳々

ふろく置き以後内金渡りあり又ハ最初の預け
人其金高を他人へ譲り届けあり其他二季利息
の渡方等逐次記入し金高不殘返し濟まざる手
形通帳と引合せて其部分と消却す

預り金利息の額ハ會社の都合よりて定むる
其預けし月より三ヶ月内へ皆金を受取戻す者ハ
無利足る

預り金手形と其供他人へ譲り渡す者ハ其手續を明
細と手形の裏并通帳に認めて其旨を會社へ届け
るむる利息の渡方ハ毎年六月十二月と兩度定

預り金仕法
大藏省

めて渡さるゝ内金もく數度受取る者も残金所も
え其渡り高と差引き定限の利足と渡さるゝ
預り金手形萬一紛失の時ハ為替手形同様の仕法と
以て届け出て三ヶ月と過て其趣と書入るゝ引替
手形と渡さるゝ尤も其三ヶ月の間ハ無利足なるゝ

但し通帳も同様なるゝ

通用切手仕法

巨大なる為替會社ハ官の免許と乞ひ受け通用切手
を出さる事と得るゝ此切手ハ其會社中の紙幣と同じき

者もて人々其會社と信するふ於てハ誰みくも此切
手もく百貨賣買の用也唯切手と止金と引替るゝや
と望むもの會社と到らるゝ即時と正金に引替渡さるゝ
通用切手と出さるゝ其切手高種類手續通用年限本居
金高其外仕法規則の類詳くは申立毎事政府の指圖
と後ふゝ
政府の免許と受け切手發行せんとする時ハ其前切
手と出さるゝ昔趣切手の負數本居金の高引替の手續等
都て官許の上取計ふゝと世間と公告さるゝ

切手の負數ハ本居積金の多寡ニ從ふて定むべし假令其切手通用よくして引替少くとも決して免許なくして制限の數を増せしむべし

但し此割合ハ概本居金八十万兩ニ發私切手百万兩ニ限るとす

切手ハ本居金の高ニ從ひ政府の許可を得て發行せしむべしとて別に其切手高ニ相當の價額の屋敷田畑家藏等の如き移動せしむる所有物と引宛しし官府へ差出し置くべし切手の大小ハ五種又ハ三種と社中の都合ニ從ふて定め其品別ハ人の辨し

易き様よき一譬へハ百兩五十兩二十五兩の三種と制する時ハ青紙赤紙白紙を以て其類を異ししむる如し

切手の製造ハ極めて精密にして決して人の偽製せしむる様用心せしむべし尤も内外と見計らひ何れの國人もても偽製し得る様を製する時ハ便利のなきを以て人の信任も重かるべし

此切手ハ圓より銅板より摺出せしむべしとて之を發行する節毎紙會社差配人又ハ書記方等より書體を定めし番号を記入せしむべし

切手出入の計算ハ日々之と調へ本居金と引合せ帳
面小記一毎週位其出入と本居金と政府の検査
と受け毎年之と世間と公告せし
此切手ハ年限と定めを唯手摺き又ハ破損等何れハ
新紙と製して故紙と引替ゆ
右の切手誤りて焼き焦し又ハ破損汚き等せし
その何れも他人へ通用おしく會社へ來りて引替と
望むその何れも切手の半形以上と損せし分たりと
も残りし紙と金高の認めし所ありて相違なきもの
をれを割減り位と以て引替へ濡き汚き其外の小

破損ハ一分減り位と以て引替ゆ
通用と止めし故紙の切手并に新製の切手高等ハ詳
りし帳面小記し政府の検査と受く

附録

引請借貸仕法

大なる會社にて政府の免許を受けし上ハ其會社の
名目と以て他人へ金銀と引請け借貸と為し事あり
其仕法譬へて一の巨商又ハ商會等にて金銀借用と
會社と望むるときハ其金高と應一年限と定め地所製
作所又ハ器械倉庫都て移動せしむるときハ品物の體
たる引當と取り會社と有金多しとも其高と辨せん
事と請合ハ一割の内金と渡し會社とく別ふ其金高
ふ合せ年限と定めしる通用切手と製して之と望

の者も賣渡し其高を集めて貸渡すの法なり
但し右切手の負數ハ其摺高に應じて取究むべし
譬へハ摺高十萬兩をれハ之を千分として百兩宛
の切手と製する如し且其發行の免許を政府より
受るとして切手高相當の引宛物と政府へ差出し
置くこと事なり

貸金の利足返濟の年限ハ借り主と會社と相談して
之を定むべし

會社より出せ切手の利足ハ何程宛年限中何ヶ月毎
よ之を拂ふと云ふ事と其切手は記入して望む人よ

賣渡すべし

但し右借主より差出せ利足と會社より出せ切手
の附する利足と凡そ二分の差あり其二分ハ會社
の手数料なり

會社より全高を集め得るを最初渡したる一割の
内金ハ償として會社の損失なり

此切手と出せ前は何訳を以て何所誰又ハ何會社へ
幾許の金高と何ヶ年限を以て貸渡す付切手と出
せや云事と會社より世間へ公告せし

此切手ハ年限中正金引替を為せ可くは又紛失焼

失等あるとて切手引替をもせらるるは
此切手を買ひし者ハ全く會社へ金銀と貸せしと同
様よく其利益ハ切手記入せし如く期月に至り請
取るし一期年乃至り本金の全高會社へ受取り次第
此切手も會社より正金と以て所持の人へ引替ゆへ
切手所持の者都合よりて彼より此を賣渡せしを買
取るも自分の氣休たしし決して會社へ届出ると
及らば

但し利益ハ定月と以て其切手所持の者へ渡さる

此仕法ハ平常所用のもの非を唯巨大の商賣又ち
商會等みて大に金銀入用の時之と襟合する小頗る便
利の仕法なり

公債仕法

蒸氣郵船蒸氣車會社又ハ巨大なる製作所ある會社
等よりて政府より別段の免許と請け其會社所得の利
益と引當し公に借債と募る仕法あり其法譬へを
先蒸氣車會社にて別段金子入用の事あるとて右蒸
氣車の利益と引當して蒸氣車株切手と製し望の

者に賣渡しして入用の金額を集むるなり

此切手ハ前ふり引請貸借の切手と等しきもの
て切手の表裏に通用の年限利足の割合并渡方の手
續等詳明に記入し毎紙番号を附し會社の極印を押
し決して人の偽製を許さざる様精密にして賣販を
るなり
切手の金高ハ集金の多寡に從ひ百万兩の總額を
て百兩と一兩と一萬枚と製を若し其都合ふり
て百兩と五十兩と兩様の製をせむ妨を

此切手ハ正金引替をなすに年限中全く會社の利益

を引當と考ふる公債證書にして人の自由な賣買を
るを得るものなり故に此切手を出せる政府にて
能其社中の利益を検査し實に公債の引當に足るの
證據を取りて後切手の賣販を免許し且時々其社中
の會計を取調へ切手の利息拂方等をも檢閲せしむ
事とす

利足ハ年々兩度と定め兼て其拂場所を公告し切手
所持の者ハ其切手と利足請取書とを持恭して株高
不應じて利足を受取るを得る

但し此利足ハ其地の金銀融通方によりて高下を

まづ一定の度と立め

會社にて切手製造の時年々利足拂の月割と定め年
月并に利足渡高等迄書込ある數多の小券と本切手一様
の紙に板刻しあると本切手の下は附し切手所持人
の利足請取の節其年分丈ヶと切り取るやの出来
る様は製し置利足請取の當月と月割の場所を切り
抜きと持参して定額の利足と請取る様とす
法もあり

此切手は前々もつふとく人々自由と賣買する
得るものにして全く一種の高買品と比しとすは時
々の景況ふよりて其價低昂とあり且平常
の際もくも利足請取の期月前より其價騰上し又利
足請取済の後ハ其價低下するハ當然の事とす
此切手を出せし會社にてハ年限中最初取極めし規
則を以て利足と拂ひ年限迄は追々此切手と正金と
引換へるをそのなりとすし會社有金の都合より
て切手の相場と見合せ時々買戻すと妨なくとす

立會略則

三

大藏省

立會略則畢

官版御書物所

東京本町四丁目

紀伊國屋源兵衛

